

# 第2期白石町障がい者基本計画



平成29年3月

白 石 町



## はじめに



白石町では、人口減少、少子高齢化が進行しており、人口減少の対策と町の活性化を図るため、平成27年3月に第2次白石町総合計画を策定し、同年11月に、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと暮らすことのできるまち・人々の生活と自然が共生するまち・地域の基幹産業や歴史・文化を資源として、情報発信と交流により活力のあるまちづくりをめざしています。

一方、障がい者福祉につきましては、平成19年3月に第1期白石町障がい者基本計画を策定しました。この計画は、障がいのある人、障がいのない人が等しく、暮らせるノーマライゼーションの基本理念のもと、平成19年度から平成28年度までの10年計画として策定しました。この10年間で、障がい者の自立、地域での生活支援、社会参加を推進し、障がい福祉サービス利用者も増加し、一定の成果は上がっているところです。

国においては、平成23年8月に障害者基本法の改正をはじめ、障がい者の社会参加と権利擁護を推進する関連法が整備され、社会のバリアフリー化の推進が行われています。

今年度は、第1期白石町障がい者基本計画の最終年度にあたり、第1期計画の評価と課題を洗い出し、平成29年度からの第2期白石町障がい者基本計画の策定を行いました。策定にあたり、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人、障がいのない人が等しく、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目標として、今回策定を行っています。

町民皆さん及び多くの関係者の方の協力を得て、今回策定できたことに対し、感謝とお礼を申し上げますと共に、今後の障がい者施策へのご協力、ご理解をお願いし、障がいのある人が生きがいを持って暮らせる町づくりの推進を行ってまいります。

平成 29 年 3 月

白石町長 田 島 健 一



## 目次

### 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	2
3. 計画の目標	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象者	3
6. 計画の法的位置づけ	3
7. 計画の策定体制	4

### 第2章 障がい者の現状

1. 白石町の人口の推移	5
2. 身体障がいのある人の状況	6
3. 知的障がいのある人の状況	7
4. 精神障がいのある人の状況	7
5. 障がいのある児童生徒の就学の状況	8
6. 発達障がいのある人の状況	8
7. 難病患者の状況	9
8. 障がい者の雇用の状況	9

### 第3章 現状の課題と障がい者施策の目標

1. 生活支援	10～13
2. 生活環境	14～15
3. 保健・医療	16～17
4. 権利擁護・理解促進	18～19
5. 情報・コミュニケーション	20～21
6. スポーツ・文化活動	22～23
7. 教育	24～25
8. 経済的自立・就労支援	26～27
9. 安全・安心	28～29

### 資料編

1. 白石町障害者計画等策定委員会設置要綱	30
2. 平成28年度第2期白石町障がい者基本計画策定委員名簿	31



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

白石町では、平成19年3月に第1期白石町障がい者基本計画を策定しました。計画では、「障害のある、なしにかかわらず、すべての町民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指す」ことを基本理念とし、福祉の充実を図ってきたところです。

国においては、平成23年8月に障害者基本法が改正され、平成24年10月に障害者虐待防止法の施行、平成25年4月に障害者総合支援法及び障害者優先調達法の施行、平成25年6月に障害者差別解消法の制定及び障害者雇用促進法の改正が行われ、障がい者の社会参加と権利擁護のための法律の整備が行われてきました。

しかし、ノーマライゼーションの理念である障がいのある人、障がいのない人がお互いを尊重し、社会参加できる環境には、まだ課題もあります。

今年度は、第1期白石町障がい者基本計画の最終年度にあたり、現在の状況や課題を踏まえて、今後の障がい者施策の基本目標として、第2期白石町障がい者基本計画を策定しました。

今回の計画は、国、県の基本計画との整合性も図りながら、白石町の現状を踏まえた計画として策定をしています。

また、「人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち」を基本理念とする白石町総合計画との整合性も図りながら、障がいのある人が、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける町づくりの計画として本計画を位置づけています。

## 2. 計画の基本理念

### (基本理念)

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指します。

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションの理念の実現のため、全ての町民が、それぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域で共に生きる共生社会を目指すことを基本理念とします。

### 3. 計画の目標

#### (1) 地域福祉の充実及び在宅福祉への移行

- ・ 相談支援体制の充実、在宅での生活の支援を図ります。
- ・ 社会資源のバリアフリー化を図ります。
- ・ 医療、リハビリテーションの充実を図ります。

#### (2) 障がい者の理解促進及び社会参加の推進

- ・ 障がいの理解を図るため、啓発・広報活動の充実を図ります。
- ・ 情報のバリアフリー化を推進します。
- ・ スポーツ・文化活動への参加を支援します。

#### (3) 障がい者の自立の支援

- ・ 障がいの早期発見、早期療育を図ります。
- ・ 就労活動の支援、手当等の周知を図り、経済的自立を支援します。
- ・ 災害や防災体制の充実を図ります。

### 4. 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

### 5. 計画の対象者

障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、町民を含めて施策の推進を行います。

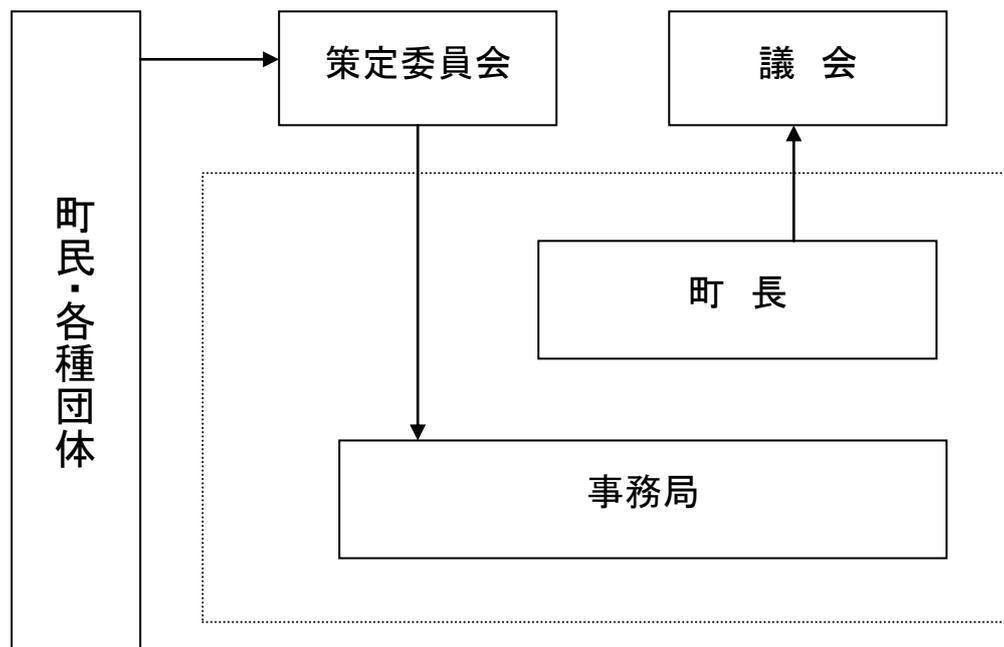
### 6. 計画の法的位置づけ

障害者基本法第11条3項の規定に基づき、国の障害者基本計画(第3次)及び第3次佐賀県障害者プランを基本とするとともに、白石町における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画とします。

## 7. 計画の策定体制

本町における計画策定体制は以下の図に示すとおりです。事務局によって各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に策定委員会に提出するための計画案を作成しました。

策定委員会は保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長、町民代表等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。

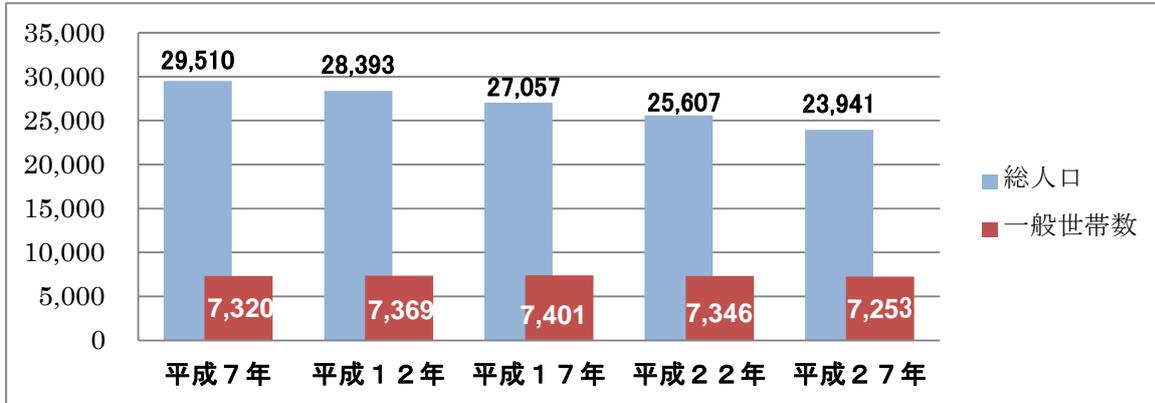


なお、計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

## 第2章 障がい者の現状

### 1. 白石町の人口の推移

単位:人・世帯

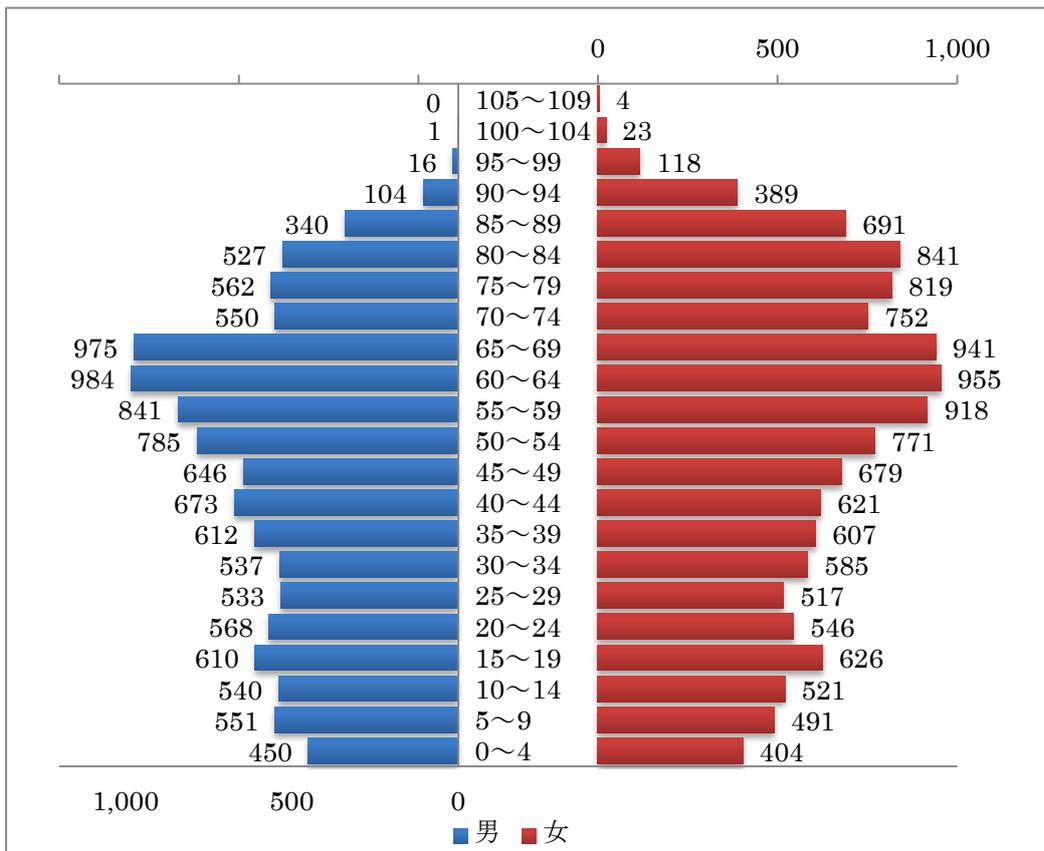


各年10月1日

資料:国勢調査

### 人口構成グラフ

単位:人



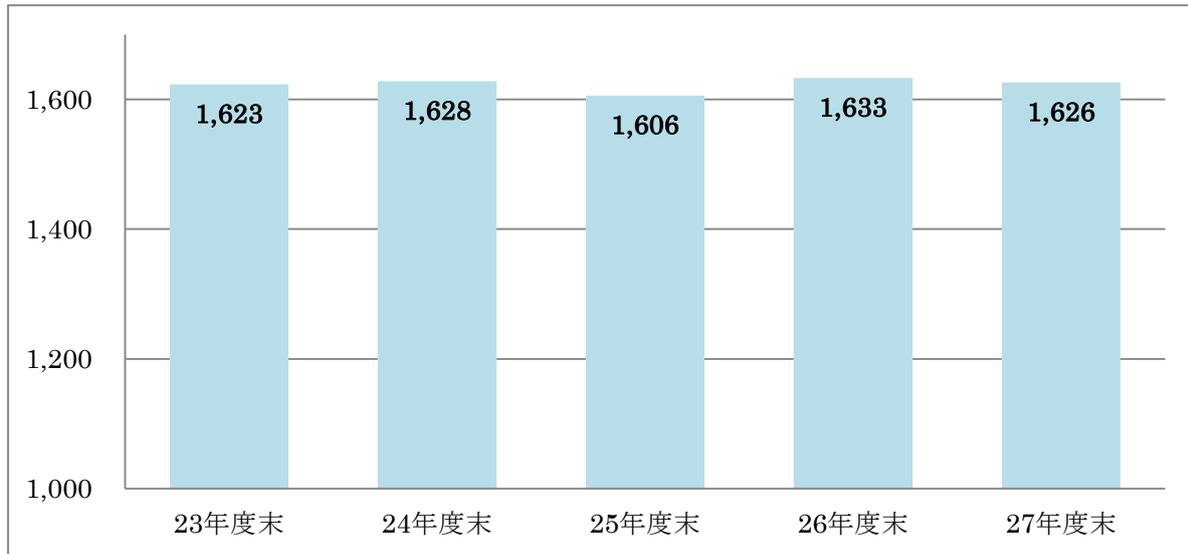
資料:住民基本台帳 平成28年3月31日

人口は、減少しています。平成7年から平成17年の10年間は、2,453人の減、平成17年から平成27年の10年間は、3,116人の減と人口減少が続いています。また、H28年の年齢区分構成では、少子高齢化が進んでいます。

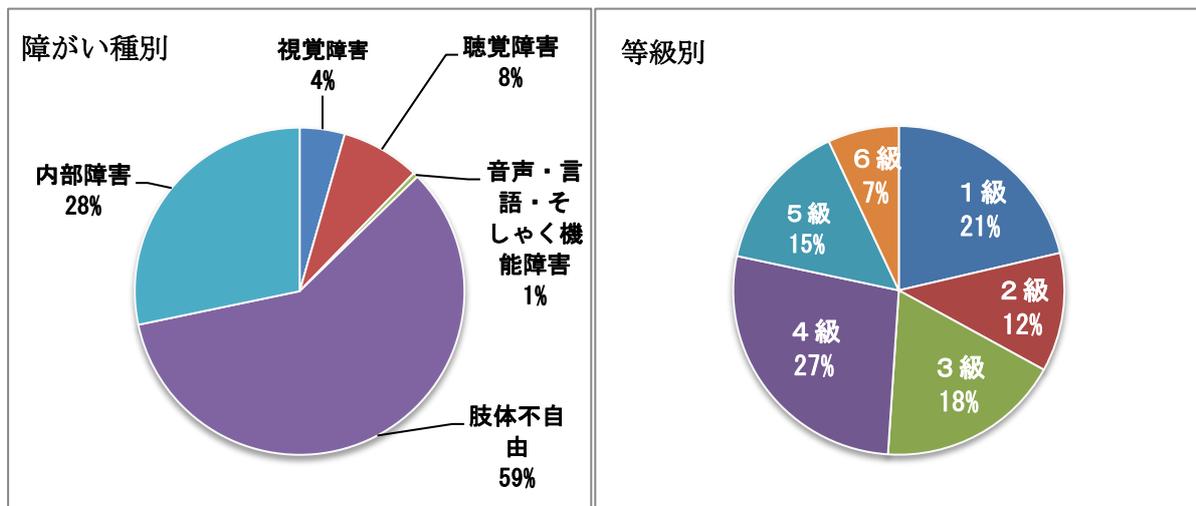
## 2. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者の推移

単位：人



障がい種別及び等級別内訳



平成 28 年 3 月末

身体障がい者数は、ここ 5 年間は、増減の変化はありませんが、人口が減少していることを考慮すると、人口に対する割合は、やや増加傾向にあります。

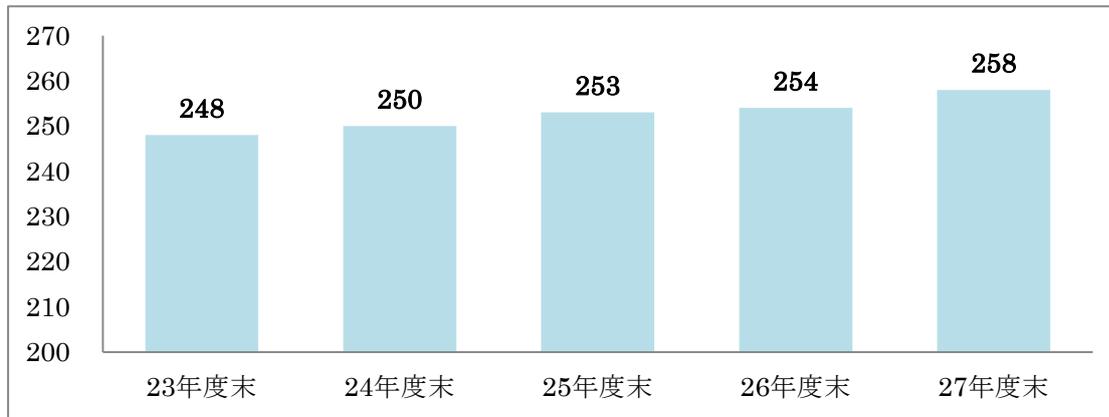
障がい等級別にみると、重度の障がい者(1級、2級)が全体の33%となっています。

障がい者種別にみると肢体不自由の方が、全体の59%を占めています。

### 3. 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数

単位：人

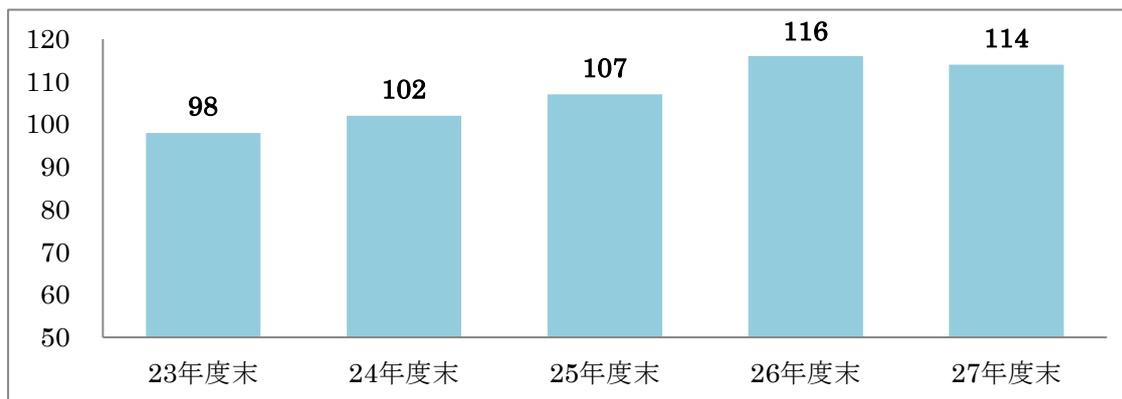


知的障がい者数は、ここ5年間は、やや増加傾向にあります。

### 4. 精神障がいのある人の状況

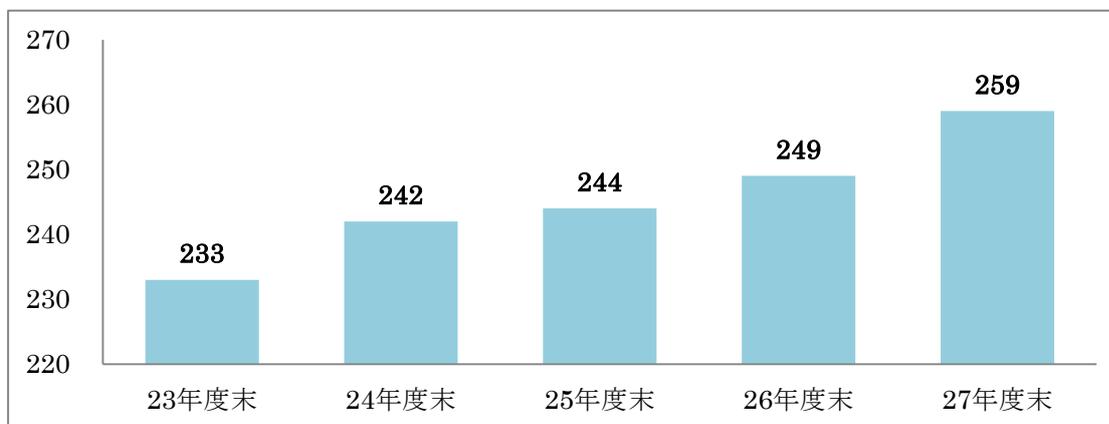
精神保健福祉手帳所持者数

単位：人



自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人



精神保健福祉手帳所持者は、5年間で16%、精神通院公費助成者は11%の増加となっています。

## 5. 障がいのある児童生徒の就学の状況

単位：人

学年	通級指導教室		特別支援学級					特別支援学校	計	児童生徒数
	ことば	まなび	知的	情緒	病弱	難聴	肢体不自由			
小学校	17	29	28	24	2	1	1	7	109	1,225
中学校	0	13	5	9	0	1	0	8	36	652
計	17	42	33	33	2	2	1	15	145	1,877

H28.4.1 現在

特別支援教育や個別指導を受けている児童生徒の割合は、全児童生徒の7.7%になっています。

## 6. 発達障がいのある人の状況

単位：人

	小学校	中学校	計
発達障がいの診断がある児童生徒	28	11	39

H28.4.1 現在

町内の学校の発達障がいの診断がある児童生徒の人数は、39人となっています。

※発達障がいについて

### 【LD】「学習障害」

知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは、推論する能力のうち特定のものを身につけたり使用したりすることに困難を示す状態を指します。

### 【ADHD】「注意欠陥多動性障害」

ADHD の子どもには、注意欠陥(注意力・集中力に欠ける)、多動性(じっとしてられない・しゃべりすぎる)、衝動性(急に何かをしてしまう)という特徴があります。それらの特徴は自分でコントロールすることが難しく、生活や学習上の困難さにつながっています。

### 【自閉症】

他人との関係が希薄で社会的な関係を築くことが苦手、言葉を適切に使用してコミュニケーションを取ることが困難、特定の物や人などへの強いこだわりなどが特徴です。

## 7. 難病患者の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

特定医療費(指定難病)受給者数 210人

指定難病重症認定者数 17人

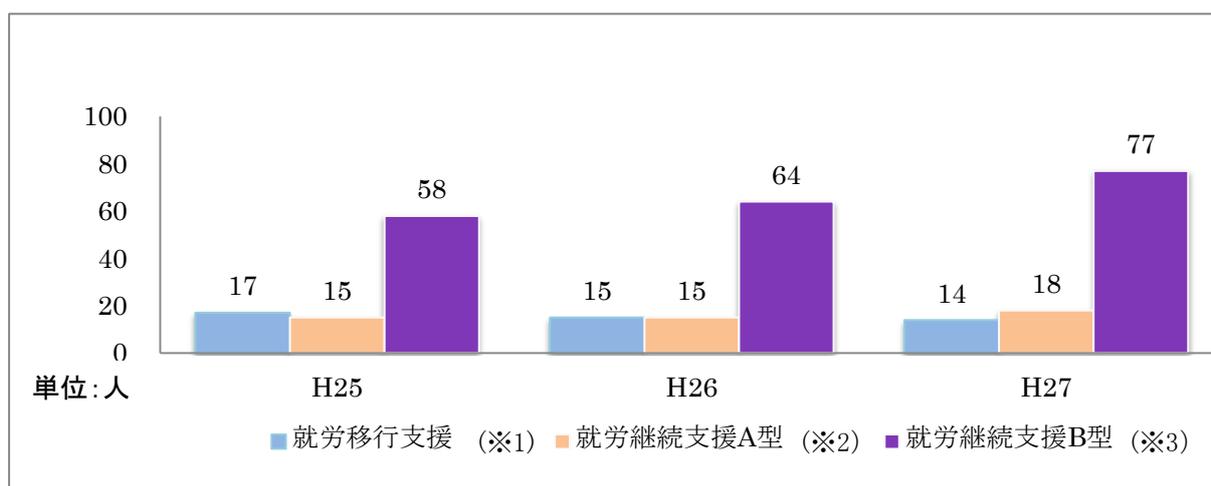
発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを難病と呼んでいます。現在、医療費助成制度の対象疾病(指定難病)は、306疾病になっています。

## 8. 障がい者の雇用の状況

町の行政機関における障がい者雇用率は以下のとおりです。

項目	平成 18 年	平成 28 年
算定基礎職員数	320	250
障害者数	7	6
実雇用率%	2.19	2.40

就労支援関連福祉サービス利用者の推移



※1) 就 労 移 行 支 援 : 一定期間、就労に必要な訓練を行います。

※2) 就労継続支援 A 型 : 就労が困難な人に、働く場を提供します。(雇用型)

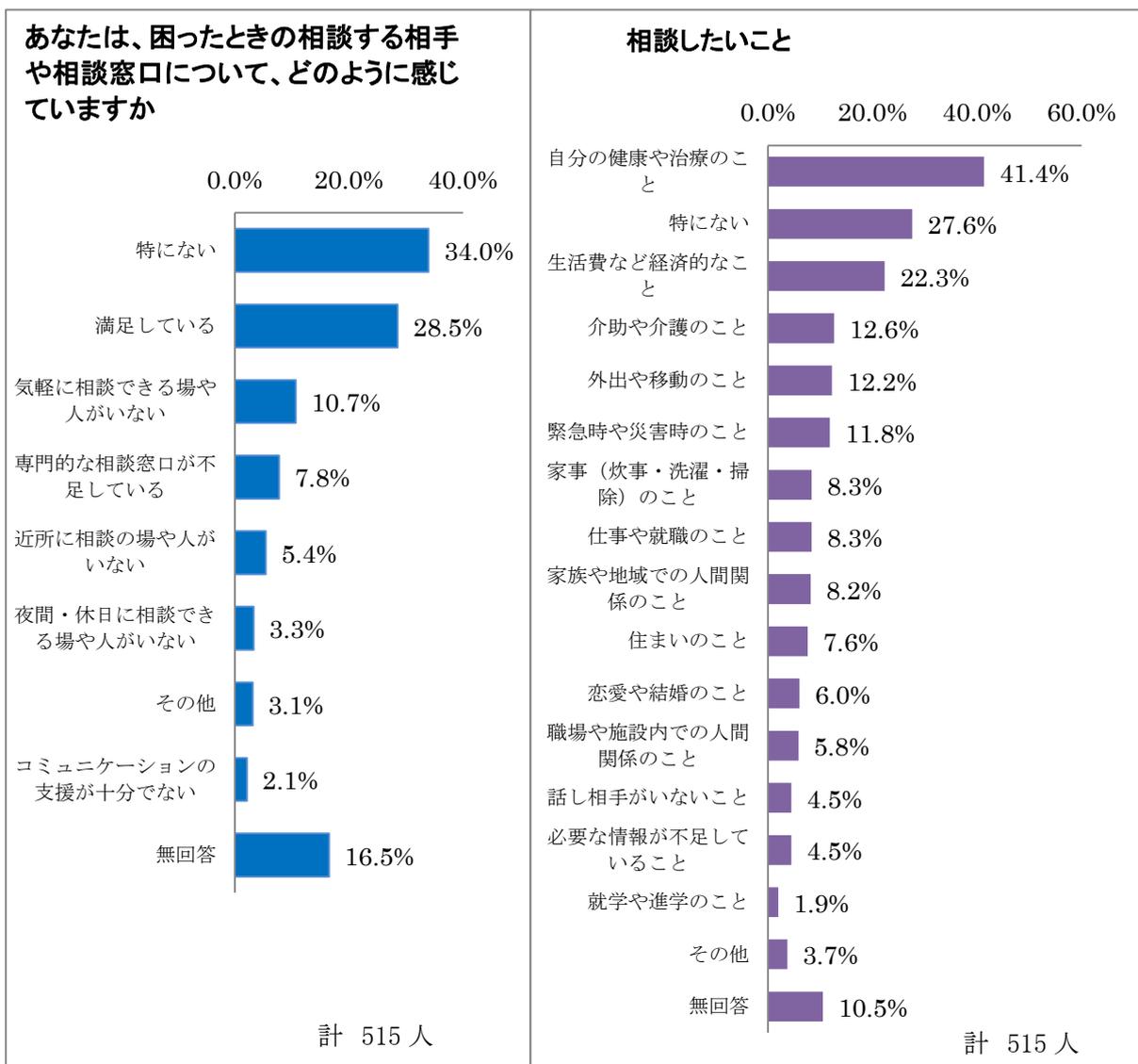
※3) 就労継続支援 B 型 : 就労が困難な人に、働く場を提供します。(非雇用型)

### 第3章 現状の課題と障がい者施策の目標

#### 1. 生活支援

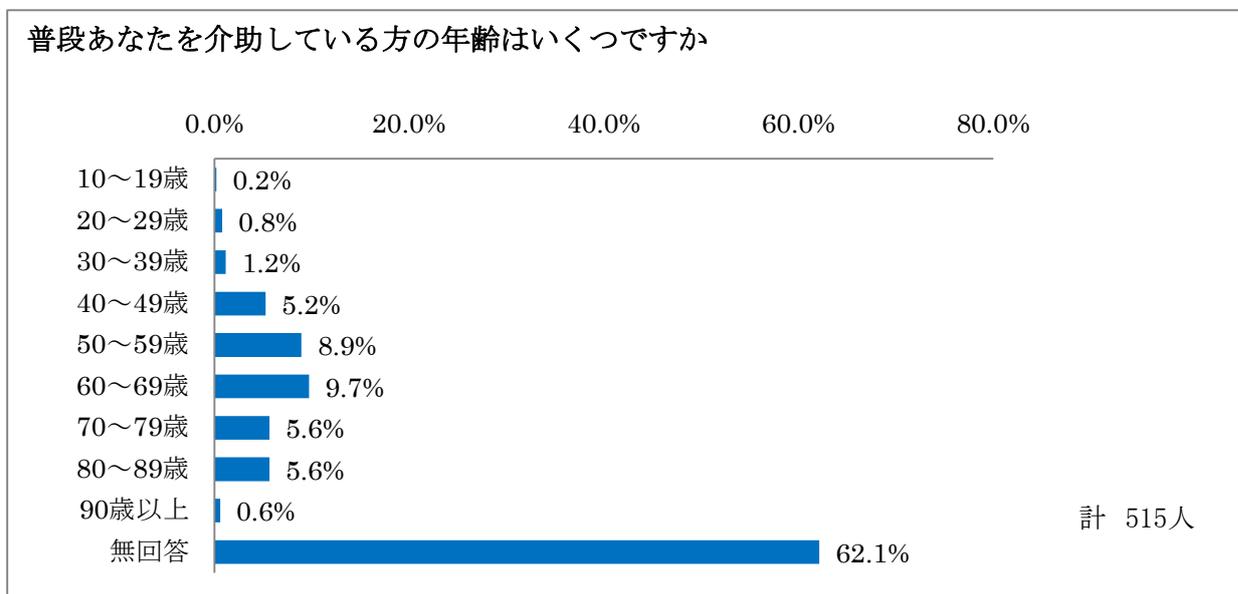
##### ○現状と課題

障がいのある人は、身体的、知的、精神的障がいなど、障がいの種別、程度により様々な困り感があり、生活の支援を行うにあたっては、それぞれ支援する内容が変わってきます。障がいのある人が、地域で暮らして行けるようにするためには、個々の状態に応じた支援をしていくが必要になってきます。支援にあたっては、相談からサービスへのプロセスを通じ、障がいの状態に応じた支援を行うための施策が必要です。



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査

アンケート結果では、相談先について、気軽に相談できる場や人がいない、専門的な相談窓口が不足しているなどの回答が、やや多い結果になっています。また、相談したいことでは、健康や治療のことが多く、次いで経済的なことが多い結果となっています。



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査  
介助している方の年齢は、50歳代から60歳代が多い結果です。介助者の高齢化により、緊急時の支援体制の検討が必要です。

## 【主な施策】

### (1) 相談支援体制の構築

#### 1) 相談支援センターの周知及び充実

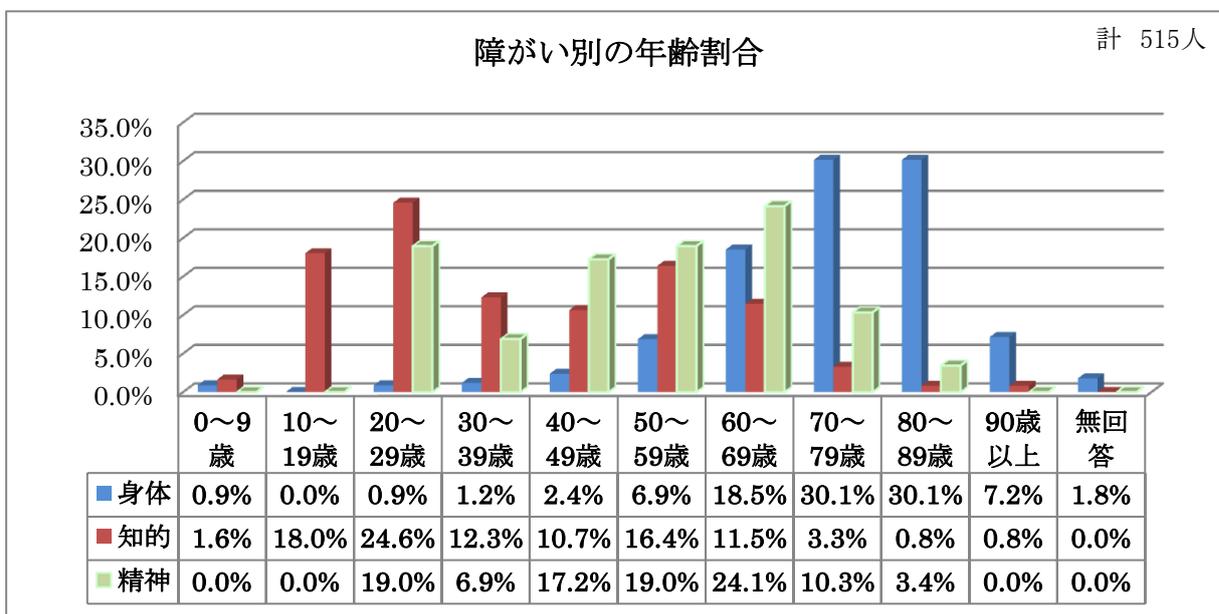
現在、白石町では、障がい者総合相談支援センターを設置し、相談支援体制を強化していますが、今後も障がい者総合相談支援センターの充実を図ります。具体的には、近隣(杵藤広域圏内)の相談支援センターとの連携を図り、相談員のスキルの向上と事業所や医療機関等との連携を図り、個々のニーズに合わせた支援を行います。また、障がい者総合相談支援センターの周知や気軽に相談できる体制を整えます。

#### 2) 基幹相談支援センターの設置

障がいのある方のライフステージに合わせた支援を行うためには、本人の生活をコーディネートし、生活の充実を図る必要があります。また、緊急時や介護者の高齢化に対応した支援を行う体制の整備も必要です。今後、コーディネーターを配置した基幹相談支援センターを杵藤地域圏内に設置し、障がいのある人の生活全般のコーディネートや緊急時の対応強化を図ります。

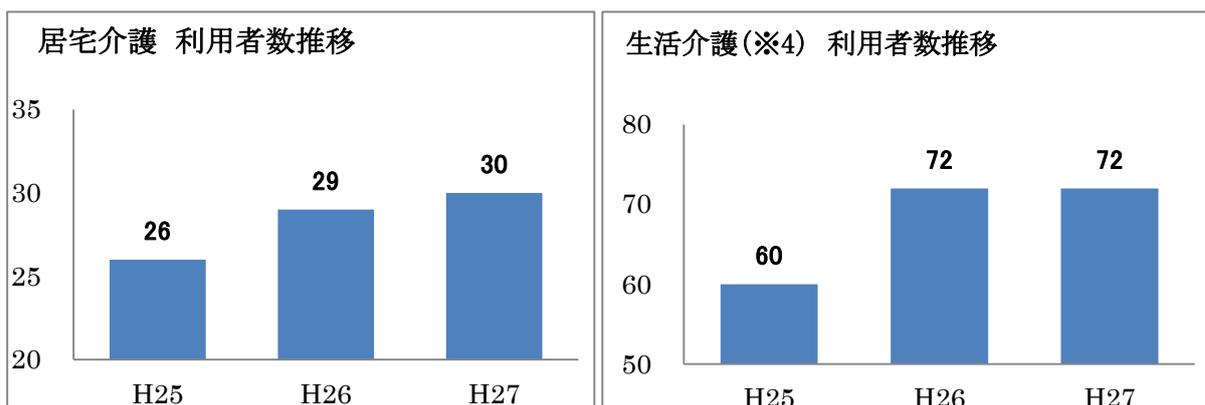
## (2) 在宅サービス等の充実

### ○現状と課題



障害者基本計画策定のためのアンケート調査

アンケート結果では、身体障がいのある人は、高齢者が多い結果となっています。特に 60 歳以上の方が多く傾向にあります。知的障がいのある人は、10 代から 20 代の方が多く結果となっています。精神障がいのある人では、20 代から 60 代の方が多く結果となっています。



居宅での介護や日中活動の福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。

※4) 生活介護：施設において、日中の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

## 【主な施策】

### 1) 居宅介護の充実

障がい者が、地域で生活するためには、居宅での支援が必要になります。身体障がいのある人については、高齢者の割合が多い状況です。介護保険のサービスと連携を図りながら支援の充実を図ります。

知的障がいのある人、精神障がいのある人についても、本人の状況、ニーズを把握し、居宅介護や日中活動の支援の充実を図ります。

### 2) 在宅福祉サービスの充実

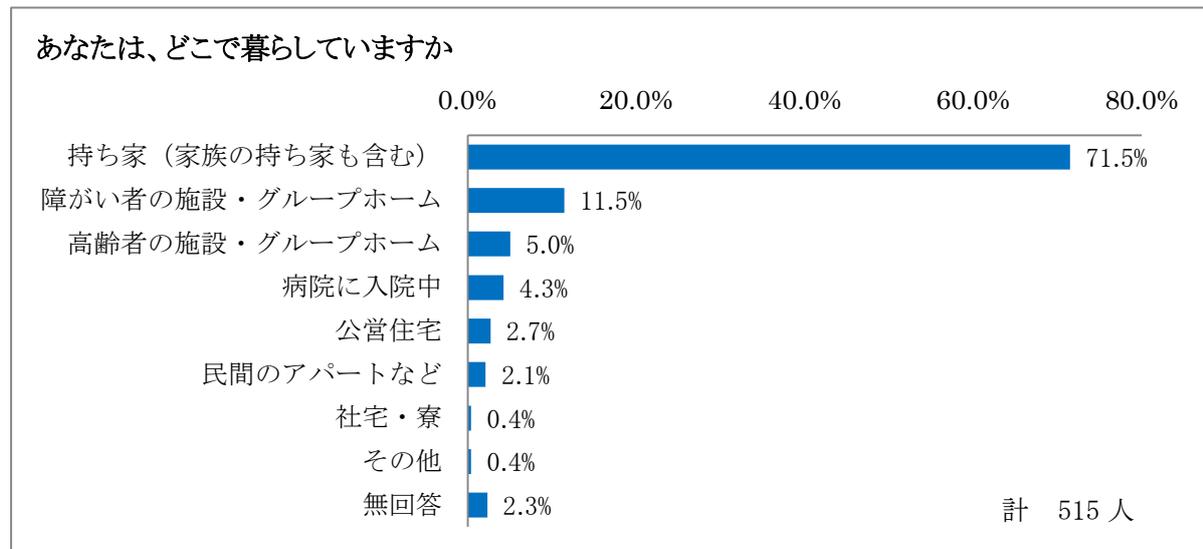
地域で生活するためには、日常の介助のほか福祉用具、医療の助成、移動などの支援が必要になります。具体的には、スロープ用具等の助成、補装具助成、タクシー券の交付、医療費の助成など、現在のサービスを継続し、在宅生活の支援を行います。

## 2. 生活環境

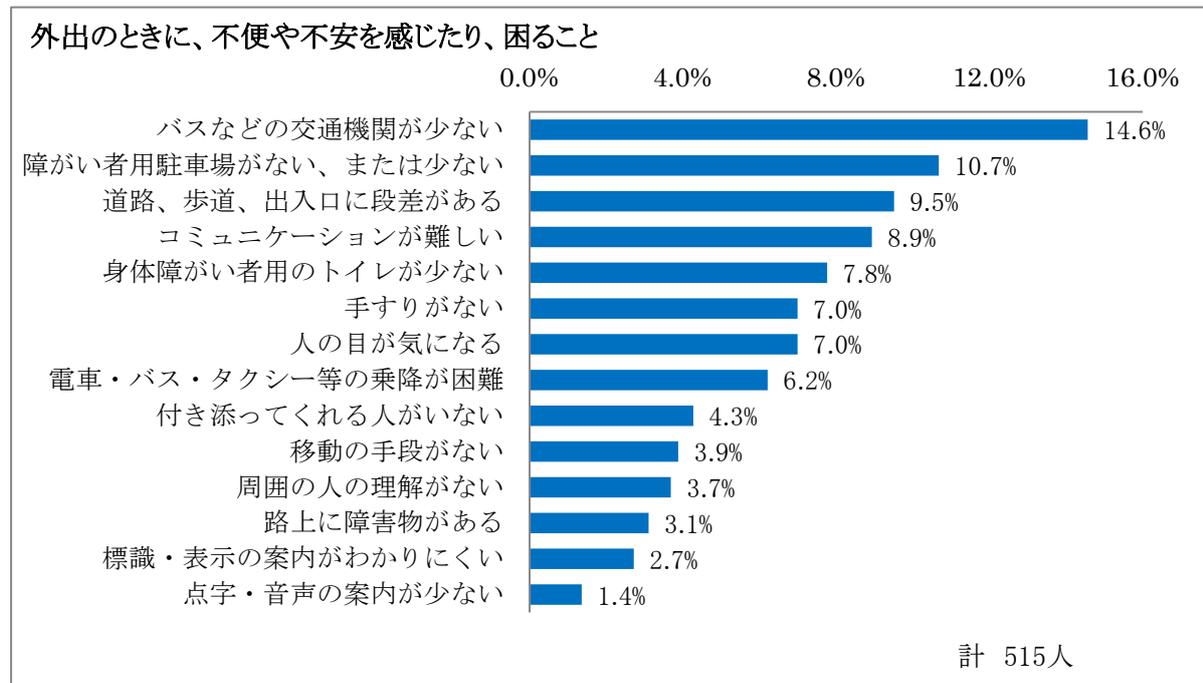
### ○現状と課題

障がいのある人が、地域で暮らして行くためには、住宅の確保、施設等のバリアフリー化、交通手段の確保が必要になってきます。

今後も住宅、施設のバリアフリー化、交通手段の充実を図る必要があります。



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査

アンケートの結果では、約7割の方が持ち家で暮らしています。そのほか障害者施設、高齢者施設等で暮らしている方も多い結果となっています。外出時に不便を感じていることでは、交通機関が少ない、障害者駐車場が少ない、道路などの段差があるなど、外出時に不便を感じている方が多い結果となっています。

## 【主な施策】

### (1)住宅の確保

現在、自宅で生活されている方が多い状況にあります。今後も住宅のバリアフリー化の助成や介護者の高齢化に伴う、グループホーム等の支援の充実を図ります。

また、施設改修時期に併せて、公営住宅のバリアフリー化を図ると共に、施設、病院等からの地域移行の支援を図ります。

### (2)公共的施設等のバリアフリー化の推進

#### 1)公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設の整備については、バリアフリー化を図っている状況です。今後もバリアフリー化を推進します。

#### 2)公共交通施設整備

交通手段については、交通機関とも連携してバリアフリー化を進める必要があります。また、移動手段の確保として、コミュニティタクシーなどの一層の充実を図ります。

### (3)ボランティア活動等の推進

#### 1)ボランティアに対する広報活動の充実

町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動参加の問い合わせ先等の周知を図り、ボランティアに対する広報活動の充実を図ります。

#### 2)ボランティア養成講座の充実

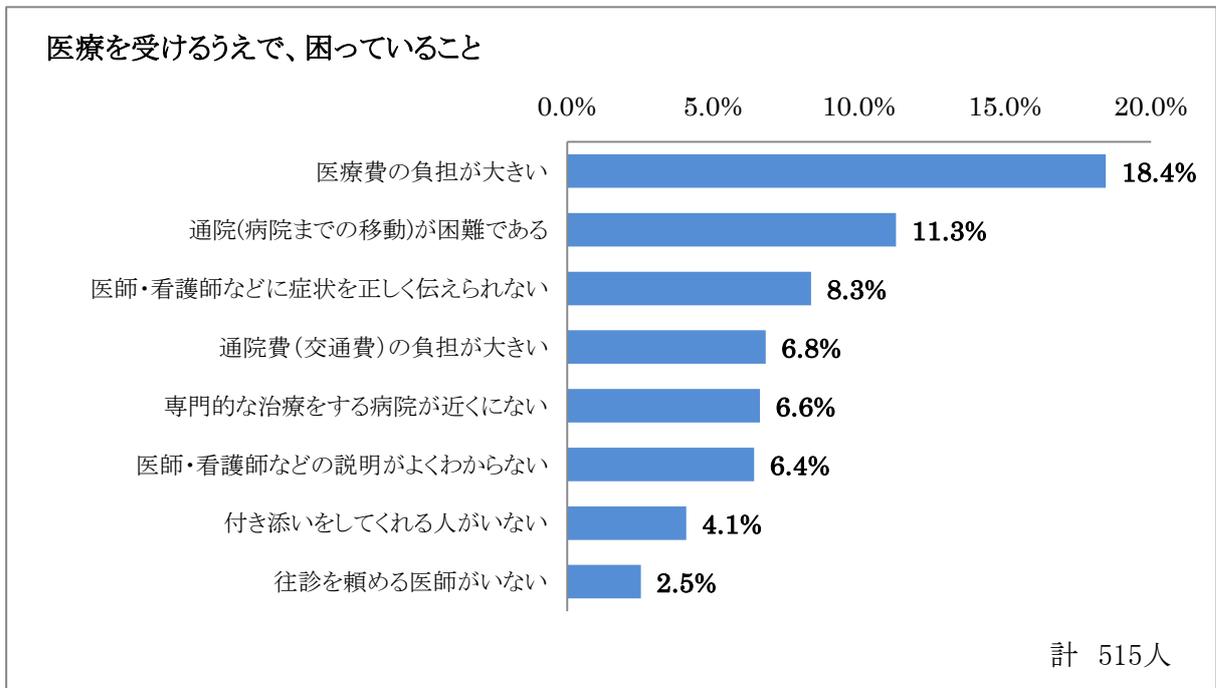
手話ボランティア等の養成講習会を開催し、その担い手となるボランティア養成に努めます。

#### 3)ボランティア情報のネットワーク化の促進

インターネットを利用したボランティア情報のネットワーク化を促進します。

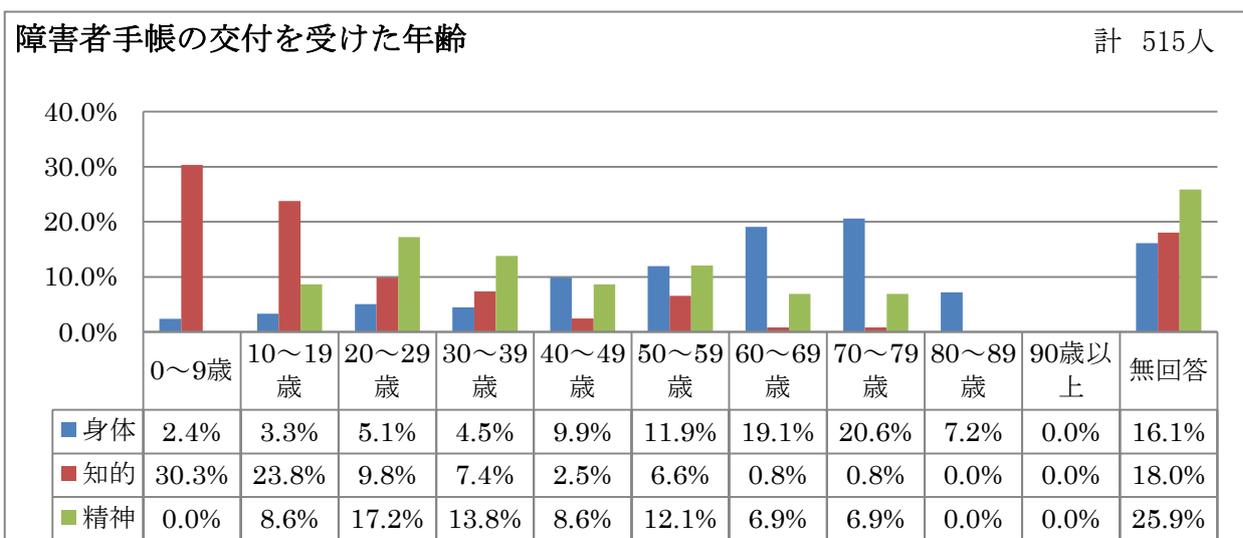
### 3. 保健・医療

#### ○現状と課題



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査

医療機関の受診については、医療費の負担、通院の交通手段、受診時のコミュニケーションなどに困り感がある人が多い結果になっています。



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査

障害者手帳の交付を受けた年齢は、身体障がいのある人は、高齢での交付が多く、疾病の予防を図る必要があります。知的障がいのある人は、10歳代までに交付された方が多く、早期からの療育を図る必要があります。精神障がいのある人は、20歳代から50歳代での交付が多い結果になっています。

## 【主な施策】

### (1) 保健・医療の充実

#### 1) 障がいの原因となる疾病の予防

身体障がいのある人は、高齢での疾病による障害者手帳交付者が多い傾向にあり、日頃の予防が必要です。健康づくりのための施策を推進し疾病予防を図ります。

精神保健福祉手帳の交付を受けた年齢は、20歳代から50歳代が多く、働き盛りの方の疾病発症が多い結果になっています。精神疾患の予防活動及び医療、福祉制度での支援を図っていきます。

#### 2) 医療の給付・リハビリテーションの充実

現在、重度の身体障がいのある人及び重度の知的障がいのある人へ医療費助成を行っています。今後も医療費助成制度による支援を継続します。

精神障がいのある人の通院については、自立支援医療制度での医療費助成を行っています。今後も制度を活用し、制度の周知についても充実を図ります。

リハビリテーションは、病院及び福祉サービスでのリハビリテーションがあります。障がい者総合相談支援センター及び医療機関との連携を図り、障がいのある人の機能の回復、維持のため支援の充実を図ります。

#### 3) 難病への支援

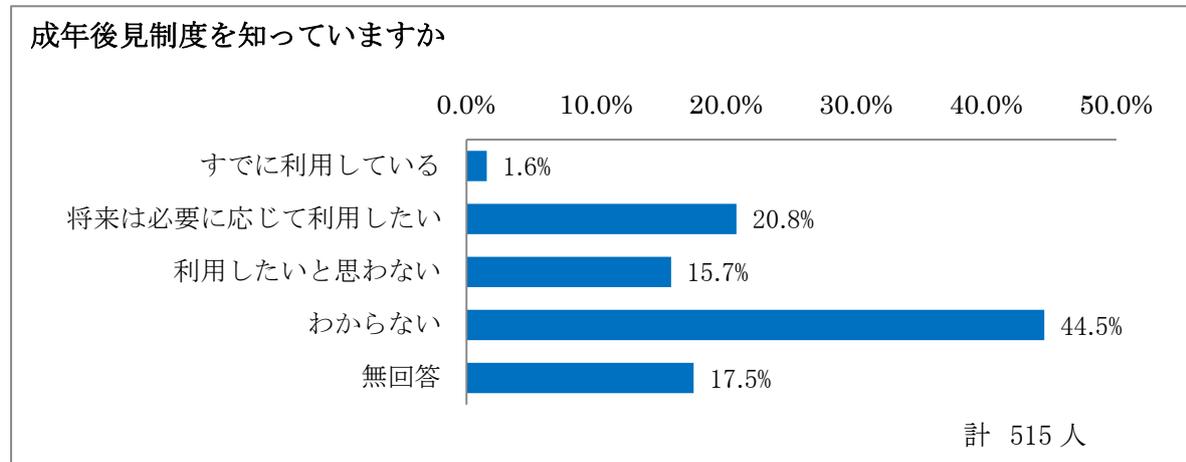
難病患者に対し、障害者総合支援法に基づき、在宅療養上の適切なサービスを提供します。また、地域の医療機関、福祉部門との連携を行い適切な支援を行うことにより、生活の安定を図ります。

### (2) 精神保健福祉施策の充実

アンケートの結果、精神障害者保健福祉手帳所持者の約2割の人が、入院中と回答しています。今後、退院に向けて、医療機関、障がい者総合相談支援センター、保健福祉事務所などと連携を図り、福祉サービスを活用しながら地域生活移行を図っていきます。

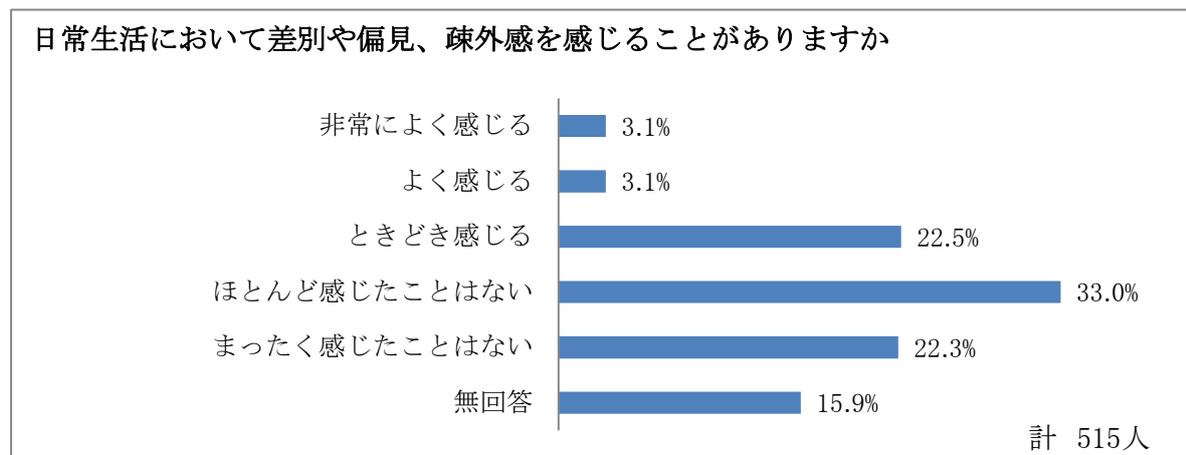
## 4. 権利擁護・理解促進

### ○現状と課題



障がい者基本計画策定のためのアンケート調査

44.5%の方が、成年後見制度がわからないと回答しています。



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

28.7%の方が、差別や偏見、疎外感を非常によく感じる、よく感じる、ときどき感じると回答しています。

## 【主な施策】

### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

#### 1) 差別解消に関する広報活動

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されています。町民や事業所へ広報活動を行い制度の周知を図ります。

### (2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

#### 1) 権利擁護の推進

人権問題に関する正しい理解と認識を図るため人権教育の浸透を図ります。町内地域への講座の実施など啓発事業を推進します。

また、障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度や虐待などの相談窓口の周知を図ります。

#### 2) 行政機関及び町民への合理的配慮の推進

障害者差別解消法の不当な差別や「合理的配慮」(※5)について行政機関での研修会等を行い障がいについての理解を深めます。

また、民間の事業者への周知を行い「合理的配慮」についての理解を図ります。

#### 3) 障がい者理解の促進のための啓発・広報

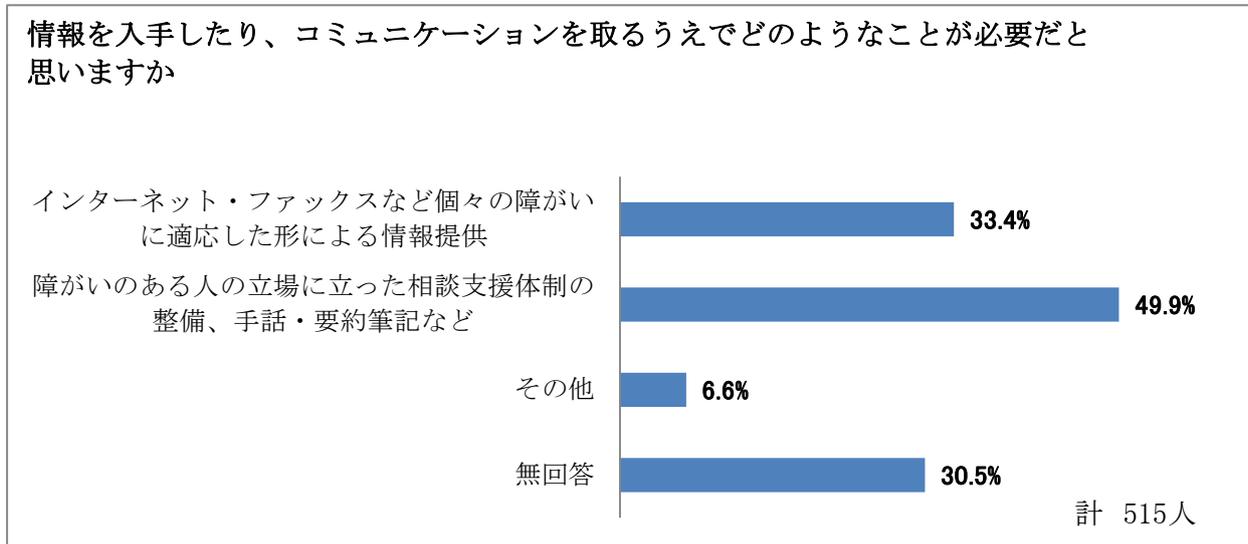
障がいが多岐にわたることを踏まえ、障がいの特性についての理解を図るため、広報活動や講座等を通じ理解促進を図ります。

#### ※5) 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

## 5. 情報・コミュニケーション

### ○現状と課題



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

障がいのある人へのアンケート結果では、相談体制の整備、手話・要約筆記や個々の障がいに対応した情報提供が必要であるが多い結果となっています。今後、情報提供にあたっては、個々の障がいを考慮した情報提供を推進する必要があります。

### 【主な施策】

#### (1) 情報提供の充実等

##### 1) 広報誌などのユニバーサルデザイン化の推進

町が発行する広報誌やホームページなど、すべての町民が利用しやすいユニバーサルデザイン化(※6)を推進します。

##### 2) 行政窓口のバリアフリー化(※7)

行政窓口においては、障害者差別解消法施行に伴い職員の窓口での対応要領を作成しています。この要領に従い個々の障がいに配慮した対応を推進します。

また、障がいについて、理解を深めるための職員研修の実施を行います。

## (2) 意思疎通支援の充実

### 1) 手話などの意思疎通手段の充実

必要に応じ手話通訳士の派遣を行います。また、社会のバリアフリー化のため手話通訳士養成研修等を開催します。

### 2) ICT機器等による支援

意思疎通については、ICT(※8)機器、タブレットパソコン、福祉機器などの利用促進を行い、意思疎通のための支援を図っていきます。

#### ※6) ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、全ての人にとって使いやすいように作られた製品・情報・デザイン。

#### ※7) バリアフリー

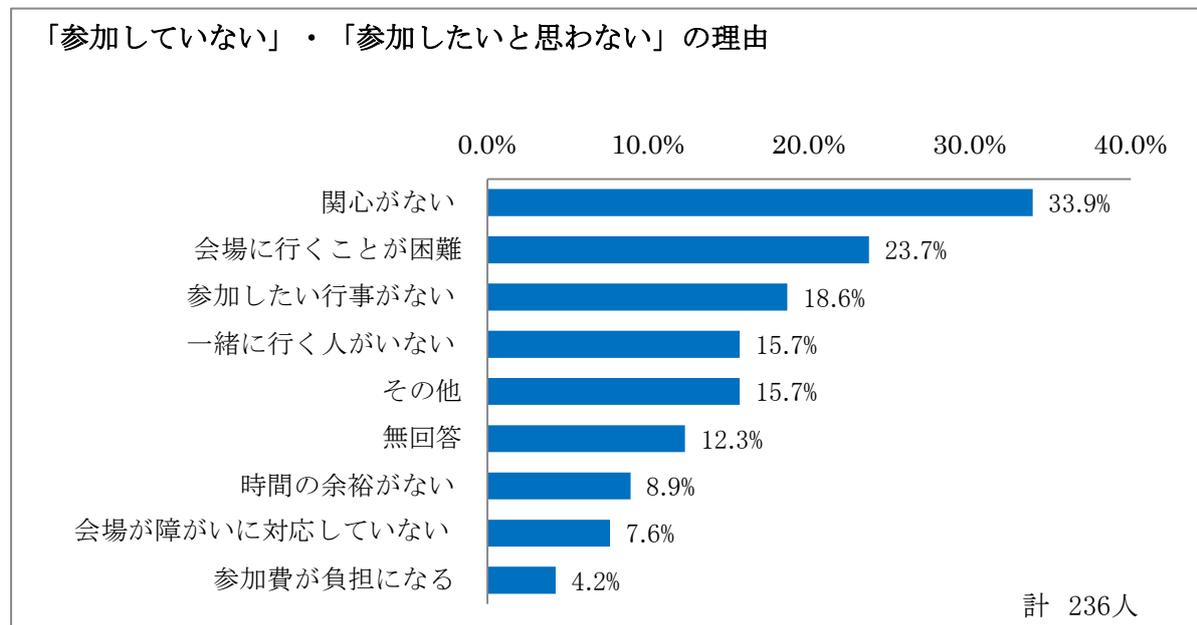
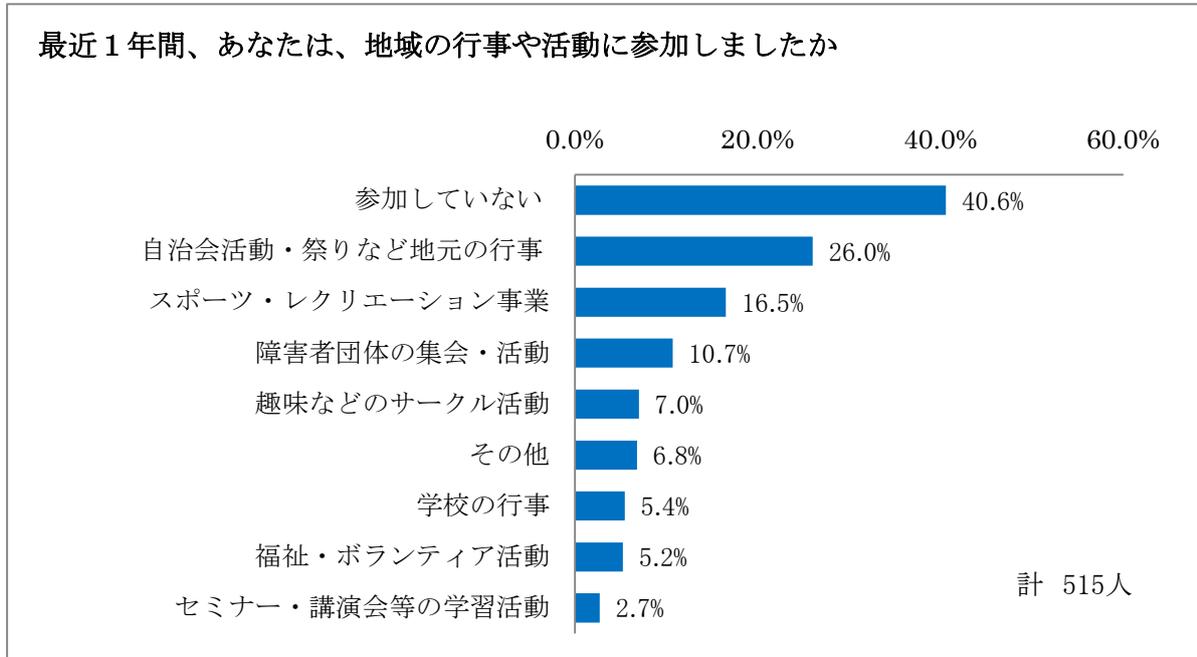
障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、建築物の段差等の除去という意味が多いが、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

#### ※8) ICT

情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。最近では、障がい者のコミュニケーションツールとしての ICT 機器も数多く提供されています。

## 6. スポーツ・文化活動

### ○現状と課題



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

アンケート結果では、障がいのある人の約4割が、行事や活動に参加していないと回答されています。参加していないの理由では、移動手段の問題や参加したい行事がない、一緒に行く人がいない、会場が障がいに対応していない等の理由があります。

## 【主な施策】

### (1)障がい者スポーツの普及・推進

障がい者スポーツの普及のため、指導員の養成や講習会等を開催し、障がいがある人がスポーツへ参加できる機会の提供を図っていきます。

### (2)生涯学習の推進

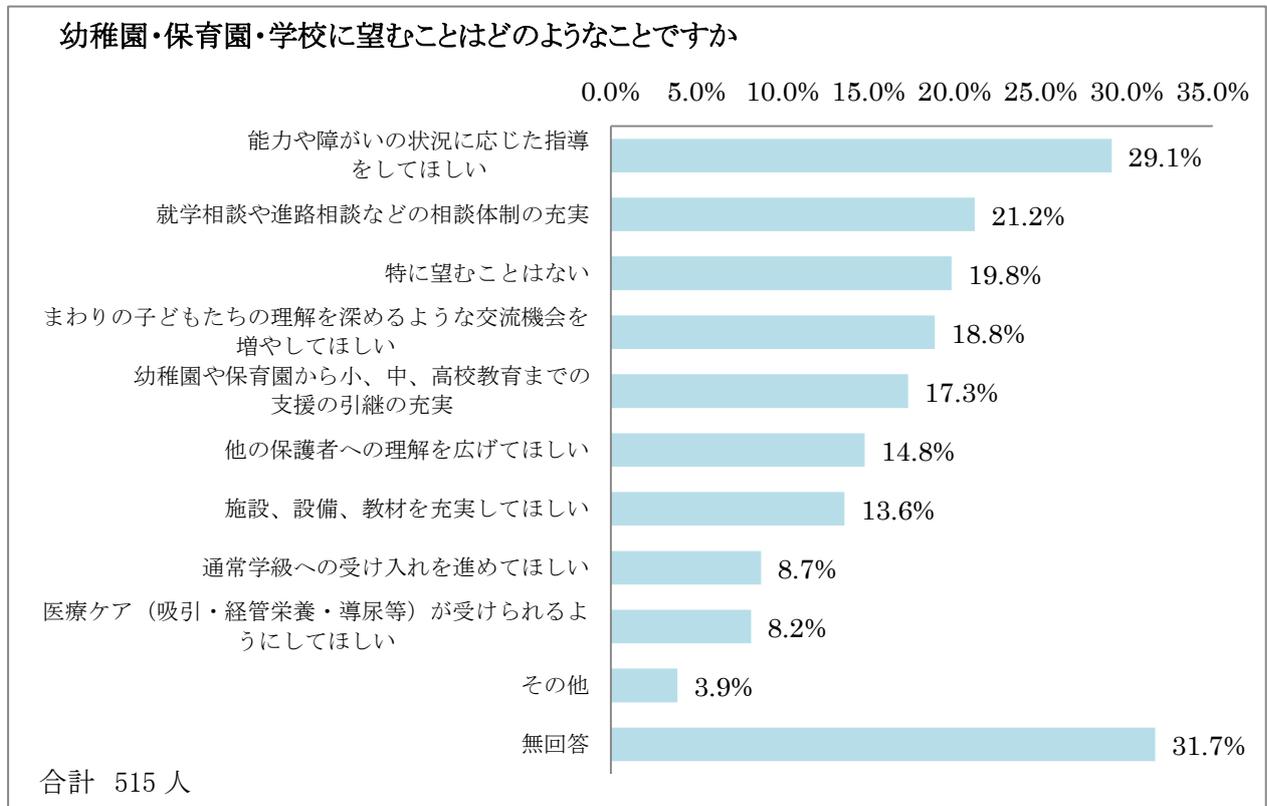
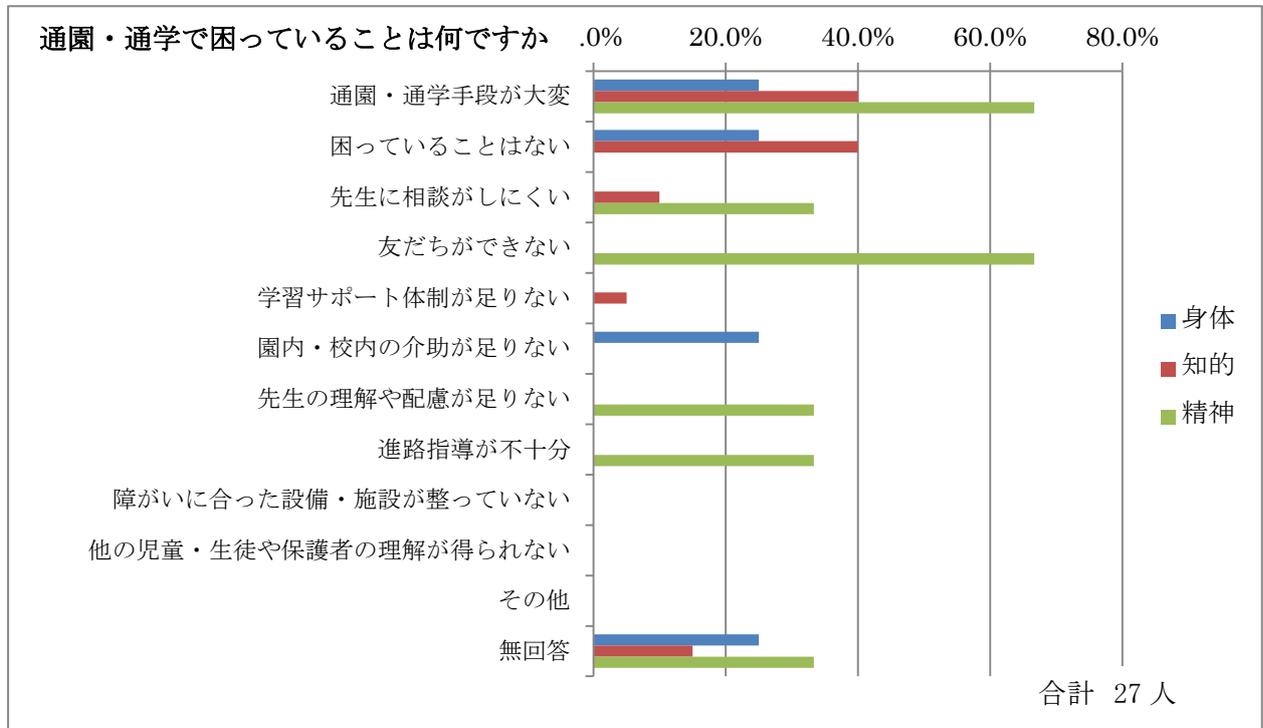
各種生涯学習の講座などへの参加を推進するため、施設の整備など環境づくりに努めます。また、障がいのある人も気軽に参加できる講座、教室等、学習機会の提供を図ります。

### (3)移動手段の支援

福祉サービスでの移動支援サービスの周知を行いサービスの利用を促進し、障がいのある人の社会活動への参加を支援します。

## 7. 教育

### ○現状と課題



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

アンケート結果では、通園、通学で困っていることは、登下校で困っている人が多く、その他、先生に相談しにくい、友達ができないが、やや多い結果となっています。

また、幼稚園・保育園・学校に望むことでは、能力や障がいの状況に応じた指導をしてほしいが約 29%、就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしいが 21%、まわり子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい 19%、の順となっています。その他、幼稚園や保育園から小、中、高校教育までの支援の引継の充実や他の保護者への理解を広げてほしい、施設、設備、教材を充実してほしいなどを望まれています。

## 【主な施策】

### (1) 障がいの早期発見と支援の充実

障がいの早期発見を図るため、発達段階に応じた健診・相談の充実及び保育園、幼稚園、学校、医療機関等との連携を図ります。また、早期からの療育や生活の支援を行うため、福祉施設、学校・保育園等と連携を図り、個々の障がいに応じた支援の充実を図ります。

### (2) 教育相談、就学体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある児童生徒の個々の特性に応じた就学を本人、保護者の意向を尊重し進めて行きます。  
また、就学に関する広報の充実を図っていきます。

### (3) インクルーシブ教育システム(※9)の構築

障がいのある児童生徒、障がいのない児童生徒との交流及び、共同学習を積極的に進め相互理解を図って行きます。

### (4) 教育環境の整備

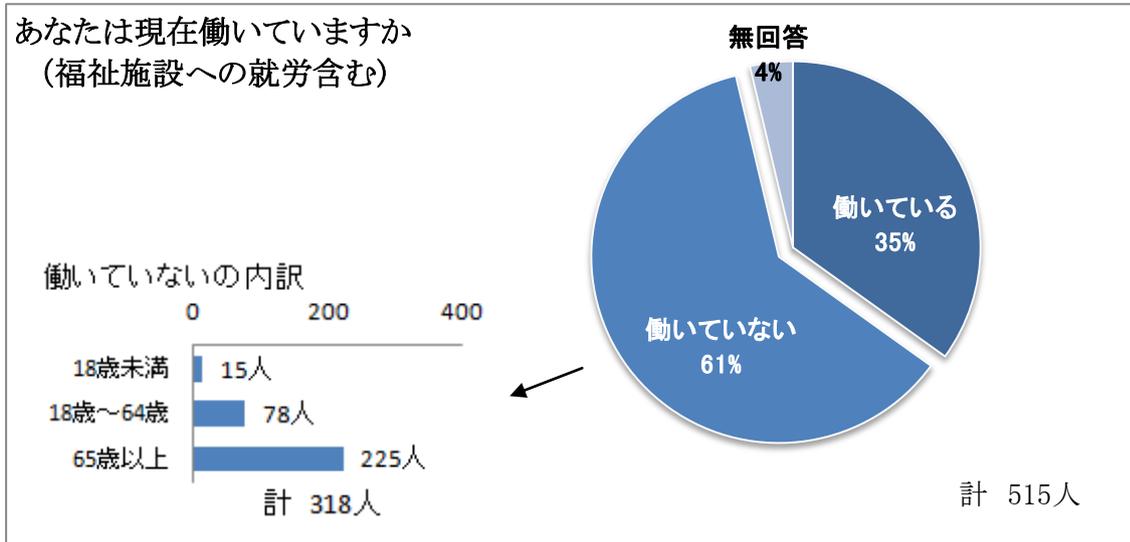
障がいのある児童生徒に配慮した、学校施設のバリアフリー化を進めると共に、コミュニケーションの手段として、ICT機器等のソフト関係の整備を図り、情報のバリアフリー化に努めます。また、個々の障がいに応じた配慮を図ります。

#### ※9) インクルーシブ教育システム

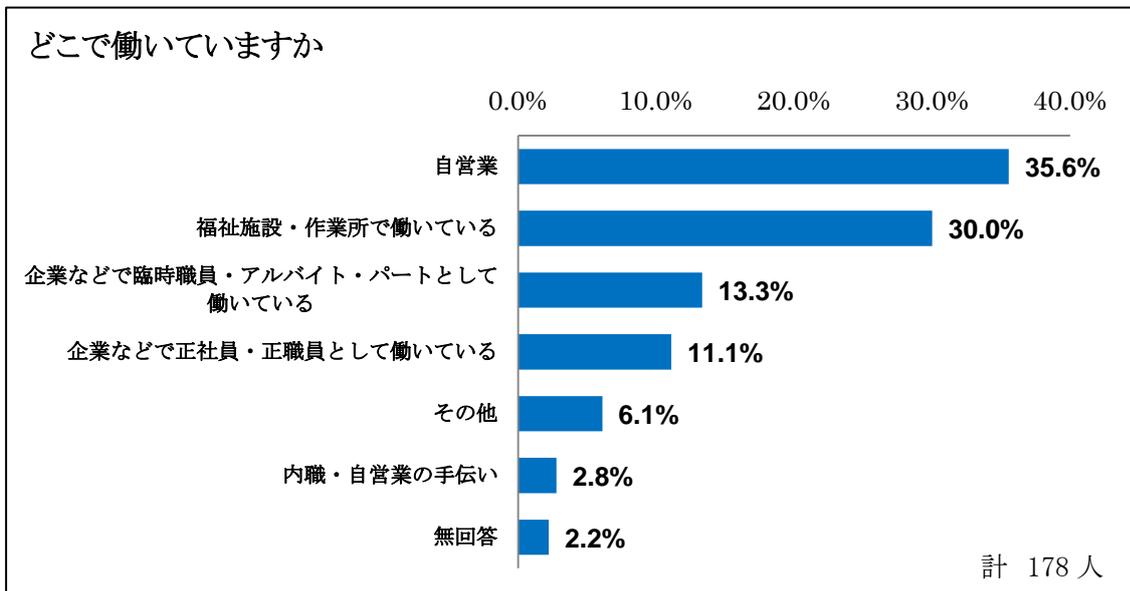
障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。また、インクルーシブ教育システムにおいては、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

## 8. 経済的自立・就労支援

### ○現状と課題

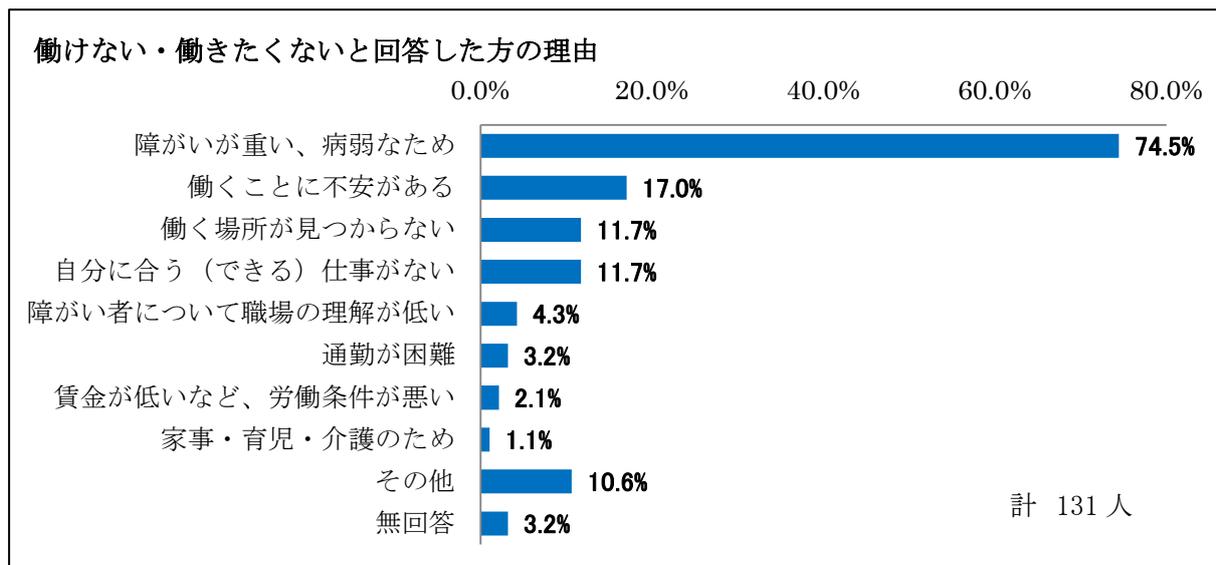


障がい者基本計画策定のためのアンケート結果



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

アンケート結果では、働いていないが61%、働いているが35%となっています。働いている人の就労先は、自営業、福祉施設への通所が多い結果になっています。企業で正社員として就労している人は、11%になっています。



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

アンケート結果では、働けない・働きたくないと回答した人の 75%が障がい重い、病弱と回答しています。また、働くことに不安がある、働く場所が見つからない、自分に合う仕事がないなどの理由が多い結果になっています。

## 【主な施策】

### (1) 障害者雇用の促進

企業などへの就労を促進するため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障がい者総合相談支援センターと連携を図るとともに、一般企業へ障がい者の就労について、理解を啓発していきます。

### (2) 就労系サービスの充実

一般の企業への就労が難しい障がいのある人について、就労系サービスの周知を行い、個々の障がいに応じた就労系サービス利用を促進します。

### (3) 優先調達推進

福祉施設の製品について、積極的な購入を図り、利用者の経済的な支援を図ります。

### (4) 経済的自立の支援

経済的な自立を支援するため、医療や手当、税制などの制度の周知を行います。また、障害年金の受給について、障がい者総合相談支援センター等で手続の支援を行います。

## 9. 安全・安心

### ○現状と課題



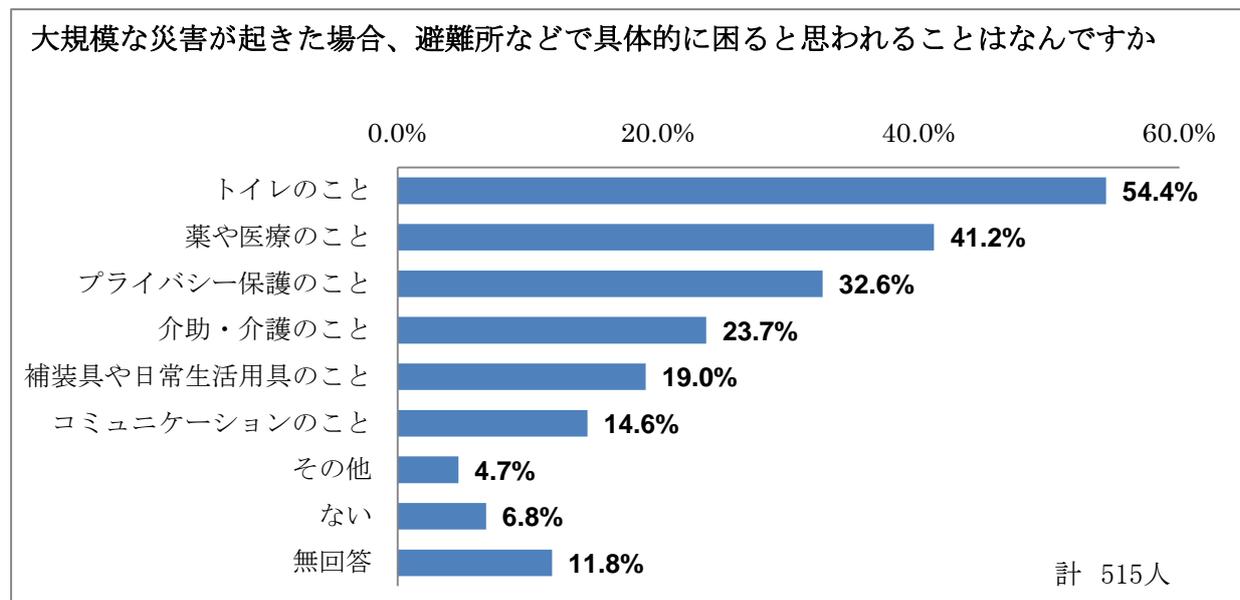
障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

アンケート調査では、障がい者の27%の人が、避難所を知らないと回答しています。



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

アンケート調査では、障がい者の45%の方が、自分で避難できないと回答しています。



障がい者基本計画策定のためのアンケート結果

避難所で、具体的に困ることは、トイレ、医療、プライバシー、介護、補装具、コミュニケーションなど多岐にわたっています。

## 【主な施策】

### (1) 災害時の啓発・広報・支援の充実

避難場所の周知について、障がいのある人の障がいの状態に合わせた周知の方法の充実を図ります。

また、要支援者の名簿を作成し、スムーズな避難ができる体制を整えます。  
避難所においては、障がいのある人の障がいの状況に対応した施設の整備を図ります。

### (2) 緊急通報体制の充実

障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、緊急通報・連絡体制の整備を図ります。

また、すべての人に災害情報等が迅速に伝わるよう、メール配信システムや緊急放送端末機の各戸設置等の整備を図ります。

### (3) 防犯対策

障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全な町づくりに努めます。

また、消費者被害防止のため、町広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。



資 料 編

# 1

## 白石町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく白石町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく白石町障害福祉計画を策定するため、白石町障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 白石町障害者計画の策定に関すること。
- (2) 白石町障害福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障害福祉事業者
- (4) 就労支援関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 医療関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 地域住民代表
- (9) 障害者
- (10) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から計画の策定が完了する日までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、長寿社会課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

	氏 名	所 属 等
会 長	相 浦 勝 美	白石町社会福祉協議会 事務局長
副会長	前 田 清次郎	白石町身体障害者福祉協会 会長
	川 崎 敏 光	白石町民生児童委員協議会 会長
	岡 耕 治	社会福祉法人佐賀西部コロニー 白石作業所 所長
	下 田 幸 子	社会福祉法人 蓮花の会 理事長
	小 田 幸 恵	武雄公共職業安定所 就職促進指導官
	藤 井 裕 明	白石町小中学校校長会 代表
	片 渕 励 起	カタフチ医院 院長
	吉 岡 克 己	杵藤保健福祉事務所 所長
	塘 秀 幸	白石町手をつなぐ育成会 会長
	山 口 博	特定非営利法人 武雄みふね会 家族相談員
	江 島 祥 子	福富保育園 園長
	草 場 祥 則	白石町議会 文教厚生常任委員会委員長
	百 武 和 義	白石町 副町長

# 第2期白石町障がい者基本計画

平成29年3月

---

編集・発行 白石町

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

TEL 0952-84-2111 Fax 0952-84-6611

---





白石町